

長崎市住民活動中の事故に対する給付事業取扱規定

(趣旨)

第1条 この規定は、市民が安心して住民活動に参加できるよう支援し、住民活動の健全な発展を図り、もって地域振興の増進に寄与するため、長崎市住民活動中の事故に対する給付事業（以下「給付事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民活動 住民団体が計画的又は継続的に行う社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動及び社会体育活動（政治活動、宗教活動及び営利を目的とする活動を除く。）
- (2) 住民団体 長崎市内に活動拠点を置いて住民活動を行う団体で、長崎市（市民生活部自治振興課及び地域コミュニティ推進室）に届出がある団体（団体が主催する住民活動を共同で開催する団体を含む。）
- (3) 参加者 住民活動に参加する者（住民活動における単なる見物人及び住民活動のサービスを単に受ける者を除く。）
- (4) 指導者等 住民団体において企画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者

(給付事業の実施)

第3条 長崎市は、給付事業を、損害保険会社と保険契約を締結することにより実施することとし、保険会社から支払われる保険金を原資とする。

2 給付事業の内容については、前項に規定する保険契約によるほか、この規定の定めるところによる。

(給付事業の対象者)

第4条 給付事業の対象となる者は、参加者とする。

(給付事業の対象事故)

第5条 給付事業の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 参加者が住民活動中、参加者の過失により、第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、参加者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 参加者が住民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故（日射病、熱中症、細菌性食中毒及びウィルス性食中毒による事故を含む。）並びに住民活動に参加する目的をもって、最も合理的な経路により、その住居を出発

し帰宅するまでにおける往復途上の急激かつ偶然な外来の事故であって、当該事故を客観的に証することができるもの。

(適用除外)

第6条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当する賠償責任事故及び傷害事故は、給付事業の対象とならないものとする。

(1) 賠償責任事故で、次のいずれかに該当するとき。

- ア 参加者の故意による事故
- イ 参加者と世帯を同じくする親族に対する事故
- ウ 戦争、変乱、暴動等による事故
- エ 地震、噴火等の天災による事故
- オ 住民団体又は指導者等が所有し、使用し、若しくは管理する財物の損壊に対する事故
- カ 施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する事故
- キ その他保険約款に定める事故

(2) 傷害事故で、次のいずれかに該当するとき。

- ア 参加者の故意によって、当該参加者に傷害が生じた事故
- イ 戦争、変乱、暴動等による事故
- ウ 地震、噴火等の天災による事故
- エ 参加者の自殺行為、犯罪若しくは闘争行為によって、当該参加者に傷害が生じた事故
- オ 参加者の脳疾患、疾病若しくは心神喪失により当該参加者に傷害が生じた事故
- カ 山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動に起因して傷害が生じた事故
- キ 参加者の妊娠、出産、流産若しくは外科的手術その他の医療処置
- ク 他覚症状のない頸部症候群及び腰痛
- ケ その他保険約款に定める事故

(給付事業の内容)

第7条 第5条に掲げる事故に対する給付事業の内容は、別表のとおりとする。

(事故報告)

第8条 住民団体、指導者等又は参加者は、住民活動中に事故が発生したときは、住民活動中の事故であるかどうか判断し、当該事故であると認められる場合は、速やかに住民活動に関する事故報告書(第1号様式)により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

(保険金の請求)

第9条 賠償責任事故による保険金は、参加者と被害者との間で、法律上の問題が解決した後、参加者の保険請求に基づき、長崎市が保険会社へ請求するものとする。

2 傷害事故による保険金は、死亡したとき、治療が終わったとき、又は事故の日より 180 日を経過したときに、死亡した者の相続人又は傷害を負った者からの保険請求に基づき、長崎市が保険会社へ請求するものとする。

(保険金の支払)

第 10 条 保険会社は、保険金を支払うときは、請求者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(庶務)

第 11 条 この規定に関する庶務は、市民生活部自治振興課において行う。

(その他)

第 12 条 この規定に定めのない事項については、保険契約に係る普通保険約款、特別約款、特約条項及び契約書に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成 14 年 7 月 20 日から施行し、平成 14 年度の自治会活動に関する補償事業から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

別表（第7条関係）

給付内容		保険会社からの保険金	
賠償責任保険（対人・対物共通）		1名・1事故・期間中 1億円以内	
傷 害 事 故	死亡した場合 （事故発生の日から180日以内に、 その事故による傷害が原因で死 亡したとき）	1人	500万円
	後遺障害が生じた場合 （事故発生の日から180日以内に、 その事故による傷害が原因で後 遺障害が生じたとき）	1人 最高	500万円
	入院した場合 （事故発生の日から180日までの入 院を限度とする）	1人 日額	3,000円
	通院した場合 （事故発生の日から180日までの通 院に対し、通院日数90日までを 限度とする）	1人 日額	2,000円

年 月 日

長崎市長様

団体名

代表者住所

代表者名

印

住民活動に関する事故報告書

次のとおり、事故が発生しましたので、報告いたします。

けがをされた 場合	受傷者	住所		Tel	
		ふりがな 氏名		年齢	才 男・女
		受傷者が未成年者の 場合、親権者名		印	
第三者に被害を 与えた場合	加害者	住所			
		ふりがな 氏名			印
	加害者が未成年者の 場合、親権者名				
	被害者	住所			
		ふりがな 氏名			印
事故の概要	事故日時	年 月 日 時 分頃			
	事故場所				
	行事、活動名称				
	<事故の発生状況>				
受傷者あるいは加害 者が団体会員以外の 方の場合	住民団体との関係		参加の理由		

私（受傷者、加害者及び被害者）は、本制度の適用に関し、本報告書に記載されている各個人情報について、上記の署名、捺印をもって契約保険会社に提供することに同意します。

上記のとおり、事故発生の報告がありましたので、通知いたします。

年 月 日

様

長崎市長